主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉村安の上告趣意は、判例違反をいうが、所論引用の判例は所論のような 法原則を判示しているものではないから、前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由 にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年一月二八日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官